

7月の手話教室のご案内

無料!

倉吉市人権文化センターでは月に2回、手話教室を開催しています。

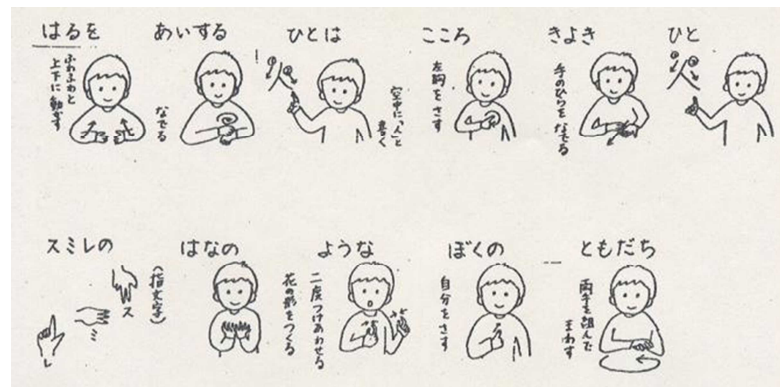
基礎から楽しく学ぶ事が出来ますので、手話に初めてふれる方も大歓迎です!

参加を希望される方は倉吉市人権文化センター(☎22-4768)までご連絡ください。

日時: 7月13日・7月27日 10:00~11:00

場所: 倉吉市人権文化センター

内容: 日常会話・
手話歌(四季の歌)



みんなで楽しく笑顔で練習しています。

気軽にお越しください。

初めての方歓迎!!

2023年度 人権のために学ぶ同和教育講座

第1回 テーマ 「刑を終えた人の人権」

日本保釈支援協会の行う、前科前歴のある方への職業支援

講師 さいお のりゆき 齋尾 紀幸 さん 日本保釈支援協会専務理事

日時 7月1日(土) 午後1時30分~3時30分

場所 倉吉交流プラザ視聴覚ホー

日本保釈支援協会って
なあに?
一緒に聞いてみませんか

第2回 テーマ 「同和問題」

差別用語の正体・ことばの重み

講師 かつら しめた 桂 枝女太 さん (落語家)

日時 7月30日(日) 13:30~

場所 倉吉交流プラザ視聴覚ホール



講師
桂 枝女太 さん

何気なく使っている日常会話の中に潜んでいる
差別用語や人を傷つけることば、そんな気持ちはなかったのに
結果的に傷つけてしまった。など、改めて言葉の重要性を考えてみたいものです。

ますな

倉吉市人権文化センターだより

2023年7月1日 発行 No.150号

発行所: 倉吉市人権文化センター

住所: 倉吉市鍛冶町1丁目2971-2

電話/FAX: 0858-22-4768

メールアドレス: jinkenbunka@ncn-k.net

鳥取県部落解放月間 7月10日~8月9日

期間中は、いろいろな関係機関をととして研修会等が開催されます。この機会に学びを深めて一緒に部落差別をなくしていきましょう。

部落差別は今も現存しています。

今、大きな問題は、ネットに流されている被差別部落に対する誹謗中傷の映像や情報です。

一方的な偏見に満ちた解説を付けてネットに載せ、当事者の方に不安を持たせています。2つめは問い合わせです。県内でも年に数回市役所や役場に〇〇に住みたいがそこは同和地区ではないですか。と問い合わせがあります。家を購入したい、子どもが結婚するなど。人生の節目にかかわる出来事があると問い合わせがあります。このようなことは絶対に許されない行為です。なぜ、知りたいのか、その背景には、かわりたくない、周りの人に排除されたくないと言った考えがあるのではないのでしょうか。真実を学び、正しく理解していきましょう。

問い合わせ 申し込み先
鳥取県総務部人権局・同和对策課
電話・0857-26-7074
FAX・0857-26-8138

みんなの願い 差別のない社会 人権尊重の社会

今もなお理不尽な差別で悩んでいる人がいます。
知って、なくそう。わたしたちから



「なんとなく知ってる」だけじゃ
ダメなんだ。

なんとなく知ってることは正しい情報?
正しく知ろう。部落差別!



部落解放月間 令和5年7/10(月)~8/9(水)

部落解放月間は鳥取県が同和問題(部落差別)の早期解決をめざして昭和45年に制定したものです

人権講演会

「部落差別の現在」

参加費無料

日時: 令和5年8月1日(火) 13:30~15:30

場所: 倉吉未来中心小ホール

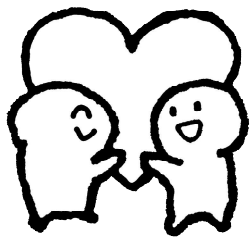
講師: 内田 龍史さん



事前申し込みが必要です。

ハンセン病について学ぶ

～正しく理解し、偏見・差別をなくそう～



国立療養所長島愛生園

6月25日から7月1日は「ハンセン病を正しく理解する週間」です。この期間中はハンセン病に関する正しい知識を更に多くの人に広め、偏見や差別をなくしていくために多くの取り組みが行われます。

ハンセン病患者や元患者に対する偏見や差別は未だ多く存在しています。

それらの多くは、ハンセン病を正しく知らないことが原因です。

ハンセン病とは

ハンセン病とは、「らい菌」が皮膚と神経を犯す慢性の感染症です。

明治6（1873）年、らい菌を発見したノルウェーのG・H・アルマウエル・ハンセン医師の名を取ってハンセン病と呼ばれるようになりました。

かつて、ハンセン病は遺伝性疾病（遺伝により引き起こされるもの）だと考えられていましたが、1873年にハンセン氏がハンセン病はらい菌による感染症であることを発見しました。後に、1897（明治30）年の第一回国際ハンセン病学会議でハンセン病が感染症であることが正式に認められました。

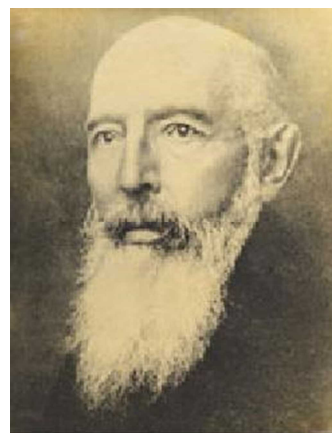
ハンセン病の初期症状としては、主に皮膚に現れる白または赤・赤褐色の斑紋です。痛くも痒くも無く、触っても感覚が無いことが特徴として挙げられます。

また、らい菌は菌の増殖速度が非常に遅く、潜伏期間は5年、また20年かかって病気が進行する場合もあります。

しかし、ハンセン病の感染力は弱く、ほとんどの人は身体に自然の免疫があります。そのため、『最も感染力の弱い感染病』とも言われることもあります。

さらに、現代においては特効薬が開発されるなど、治療法が確立されており、完治する病気です。初期に治療を行えば、障害や後遺症なども全く残りません。遺伝などによって移る病気でもありません。

ですが、ハンセン病のことを正しく理解していないために、偏見や差別は未だに根強く残っています。



G・H・アルマウエル・ハンセン
（1841～1912）
※おかやまハンセン病啓発WEBより引用

らい予防法による隔離政策

日本では、明治40（1907）年に「癩予防二関スル件」が制定されたことにより、各地を放浪する「浮浪らい」と呼ばれるハンセン病患者の方の受け皿として療養所が設置されました。

その後、昭和6（1931）年「癩（らい）予防法」が制定されました。各地に療養所が建設され、療養所への全てのハンセン病患者の強制収容が進められていきました。全国各地でハンセン病患者をゼロにすることを目的とした「無らい県運動」が活発に行われるようになりました。鳥取県も戦前から戦後にかけて、県内のハンセン病患者すべてを岡山県の国立療養所長島愛生園に送り込もうとする「無らい県運動」を推しすすめました。

昭和28（1953）年、「癩予防法」は「らい予防法」に改正されました。

しかし、治療薬が普及しているにも関わらず、国は強制隔離を続け、退所のための規定が設けられませんでした。そのため、当時は一度療養所に入所したら一生そこから出ることができなかったのです。

差別や偏見から家族を守るために偽名を使わざるを得なかった方や、結婚をしても子どもを産むことが許されなかったという、人権の侵害された生活をハンセン病患者の方々は長く強いられていました。

ハンセン病を正しく知っていくために

ハンセン病患者の隔離政策が終わったのは、「らい予防法」が廃止がされた平成8（1996）年です。

平成10（1998）年には療養所の入所者などによって、らい予防法違憲国家賠償請求訴訟が起こされました。「らい予防法」は日本国憲法に違反するものであるとして国家賠償を求める裁判を起こし、平成13（2001）年に原告の訴えを認める判決が熊本地裁から出されました。

国は控訴断念を決めるとともに、患者、元患者に謝罪しました。

また、判決を受けて、同年、当時の鳥取県知事は国立療養所である長島愛生園を訪れ、無らい県運動を推しすすめたことなどを謝罪しました。

さらに、令和元（2019）年には、ハンセン病元患者の家族に対しても、隔離政策による極めて厳しい偏見・差別が存在したことを国が認め、謝罪しました。

しかし、問題はまだ解決していません。療養所内で亡くなった方の大半は故郷の墓に入ることがかなわぬまま、今も多くの方の遺骨がハンセン病療養所内の納骨堂に納められています。また、社会復帰をしたくても出来ない方や、一度療養所の外に出た後に、未だ社会に残る偏見や差別により、療養所に戻られる方もいらっしゃいます。

ハンセン病元患者家族に対する支援も十分とは言えません。

約90年にも及んだ国の間違った政策によって、ハンセン病に対する偏見や差別は未だに多く存在しています。

ハンセン病について正しい知識を身に付け、理解することで、偏見や差別をなくすにつながります。

私たちがハンセン病問題について関心をもち、ハンセン病問題を考えることから始めていきましょう。



国立療養所長島愛生園の納骨堂